

令和4年度資金不足比率審査意見書

- 1 南伊豆町監査基準（令和2年南伊豆町監査委員告示第1号）に準拠して実施した。
- 2 審査の種類
公営企業会計の資金不足比率
- 3 審査の対象
令和4年度資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類
- 4 審査の着眼点
資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ、正確であること
- 5 審査の実施内容
(1) 実施期間 令和5年8月23日
(2) 実施手続き 提出された審査資料等を確認し、関係職員から内容を聴取した。
- 6 審査の結果
(1) 総合意見
審査に付された以下の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

公営企業に係る特別会計の名称	令和4年度	経営健全化基準
水道事業会計	—	20.0%
公共下水道事業特別会計	—	
子浦漁業集落排水事業特別会計	—	
中木漁業集落排水事業特別会計	—	
妻良漁業集落排水事業特別会計	—	

- (2) 個別意見
資金不足比率はなく、経営健全化基準の20.0%を下回っている。よって、経営が健全であると認められる。
- (3) 是正改善を要する事項
公共下水道事業特別会計、漁業集落排水事業特別会計は、一般会計からの繰入金によって収支安定が図られている。令和5年度からは公営企業法の適用となることから、中・長期的な経営戦略を策定し、接続率の向上による料金収入の増加や施設の再編を検討するなど、更なる経営改善を図られたい。

令和5年8月23日

南伊豆町監査委員 外岡與志夫
南伊豆町監査委員 稲葉 勝男

